# 廃車をされる方は早めに手続きを!!

年度末は特に、窓口が混雑し、手続きに時間がかかります。手続きが間に合わない場合は、翌年度の自動車税の納付書が送られてくることがありますのでご注意ください。

抹消登録は、村役場に「使用済自動車引取申込書」を提出いただき、引取業者（大八商会）にナンバープレートや書類が提出され、運輸支局や軽自動車協会にて手続きが行われ、抹消完了となります。村役場に「使用済自動車引取申込書」を提出するだけでは、「抹消完了」とはなりませんのでご注意ください。

村役場に使用済自動車の引取依頼をする場合は、村が取り纏めて、（公財）自動車リサイクル促進センターから、利島～東京間の海上運賃の約８割の金額の助成を受けています。

# 使用済自動車引取申込　手続きマニュアル

**①　役場窓口で使用済自動車引取申込の手続きをします。**

村役場窓口または村HPにある「使用済自動車引取申込書」を記入し、下記の添付書類とあわせて、村役場窓口へ御提出ください。

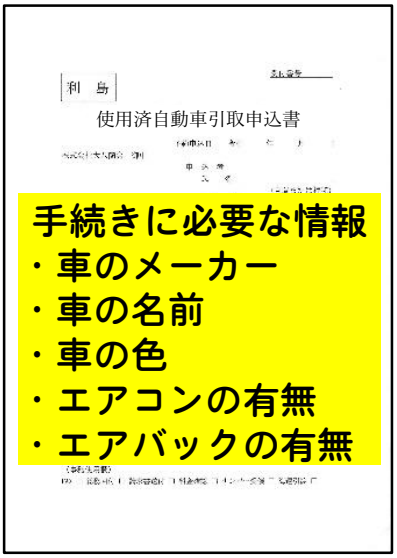


＋

●添付書類
・車検証（原本）
・リサイクル券（原本・無い場合は応相談）
・伊豆七島海運㈱運送状

**②　㈱大八商会から封筒が届きます。**

同封の見本に従って、「申請依頼書」を御記入ください。（項番⑤で、役場へ提出します。）

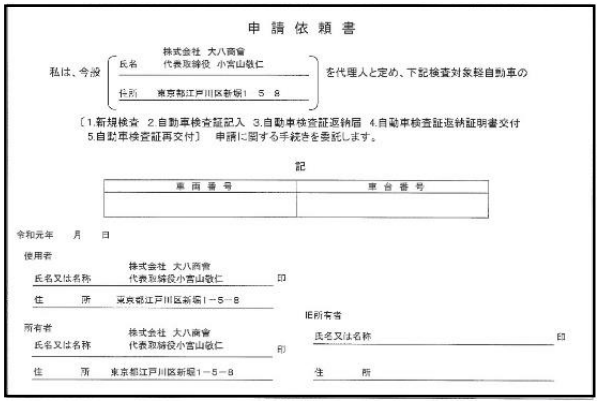


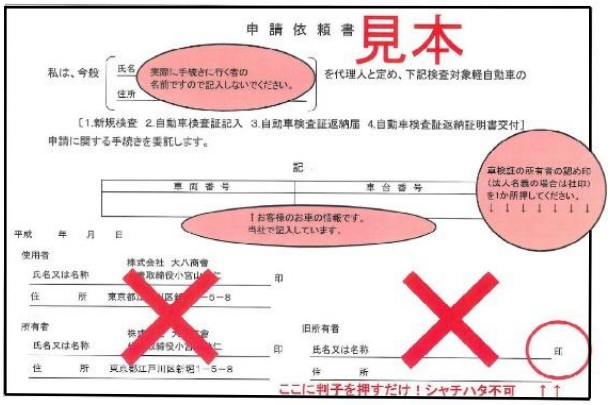


**③　郵便局で㈱大八商会へ廃車手数料をお支払いください。**

項番②の封筒に同封の書類を確認し、廃車手数料をお振込みください。なお、振込後に発行される「ご利用明細票」または「振替払込金受領証・振替受付票」は捨てずに保管ください。（項番⑤で必要となります。）

**④　申込者各自で、使用済自動車の搬出手続きを行っていただきます。**

通常の貨物と同様、申込者が直接港湾区域まで運搬を行っていただきます。運搬時、船客待合所受付にて、保管場所と車両の確認を受けてください。

※現状での引取が原則です。自他車問わず、既に使用済自動車引取の申込をしている車両から、部品類や燃料などを盗む行為は窃盗罪となりますので、お止めください。また、原型をとどめいていない車に関しては、申込者に追加料金の請求が生じる可能性があります。
※車内にゴミや不要品などを残さず、片付けてから搬出をしてください。申込者に不用品廃棄に係る追加料金の請求が生ずる場合があります。

**⑤ 役場に、項番②で記入済の「申請依頼書」に添付書類を添えて御提出ください。**

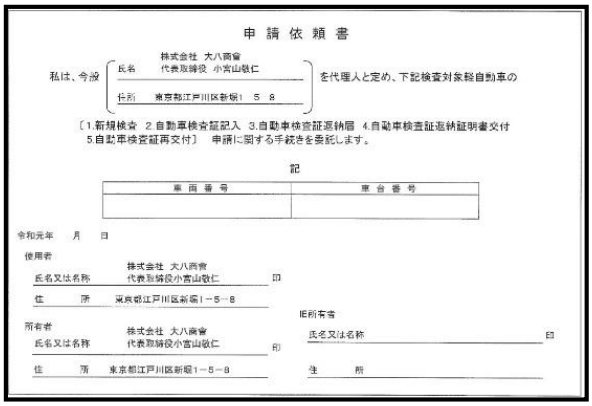

申請依頼書

私は、今般 氏名 株式会社 大八商會 代表取締役 小宮山敬仁 住所 東京都江戸川区新堀1 5 8 を代理人と定め、下記検査対象軽自動車の

〔1.新規検査 2.自動車検査証記入 3.自動車検査証返納届 4.自動車検査証返納証明書交付 5.自動車検査証再交付〕 申請に関する手続きを委託します。

記

| 車両番号 | 車台番号 |
|---|---|
| | |

令和元年 月 日

使用者
氏名又は名称 株式会社 大八商會 代表取締役小宮山敬仁 印
住所 東京都江戸川区新堀1－5－8

所有者
氏名又は名称 株式会社 大八商會 代表取締役小宮山敬仁 印
住所 東京都江戸川区新堀1－5－8

旧所有者
氏名又は名称 印
住所

●添付書類
・ナンバープレート（2枚）
・項番③の「ご利用明細票」または「振替払込金受領証・振替受付票」の写し
・申込者の自動車運転免許証の写し
・受付印が押されている運送状の出荷主控え

## 御注意ください！

使用済自動車については、廃車手数料の振込が完了し、書類が大八商会に届いてから、登録抹消の手続き開始となります。
使用済自動車引取は、遅くとも１月中にお申込みください。２月～３月は登録抹消の手続きに時間を多く要する場合があります。
もし３月中に処理が終わらないと、翌年度の自動車税等をお支払いいただく可能性がありますので、御了承ください。

手続きを行った車両を、倉庫等として長期間利用している方は、車両を排出する場合、市場価格の変動により追加料金をお支払いいただく可能性があります。
また、引取業者が変更となってしまった場合は、別途料金が必要となる可能性もあります。

環境建設課　☎ 04992-9-0014